

会 議 録

1 会 議 の 名 称	総務常任委員会
2 日 時	平成28年12月 7日 (水) 午前 9時30分 開会 午前 9時42分 閉会
3 場 所	第2委員会室
4 出 席 者 (6 人)	横田 典之 橋田 夏枝 宮脇 俊彦 齊藤 裕樹 前田 秀資 山田 昌紀 越水 清
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (0 人)	
7 傍 聴 者	0人
8 事 務 局	次長 主査
9 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

議 題 陳情第18号 厚木簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設し、整備を求める意見書を国に提出することを求める陳情

結 果 採択

午前9時30分 開会

○委員長【横田典之議員】 ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

「陳情第18号、厚木簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設し、整備を求める意見書を国に提出することを求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況については配付した資料のとおりです。それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【斉藤裕樹議員】 それでは、「陳情第18号、厚木簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設し、整備を求める意見書を国に提出することを求める陳情」について意見を述べさせていただきます。

陳情文に記載されているとおり、伊勢原市民が家庭裁判所を利用する場合、小田原市まで出向くこととなります。市民にとって裁判所が利用しやすいとは必ずしも言えない状況にあり、本陳情の趣旨は理解するものです。

この場合、便利であるから設置していくということのようにも考えられますが、裁判所の設置及び廃止というものは、地域に対して重要な影響をもっていますから軽率にやるべきではないと思います。

また、裁判所の管轄区域は本市だけでないことから、裁判所を設置する必要があるかどうかということについて、国や県において広く議論をしていかなければならないものであろうと思います。そして、一旦裁判所ができた以上は簡単に廃止することのないようにすべきであると思います。

この場においては、伊勢原市に陳情が提出され、伊勢原市民にとって身近な裁判所を利用することができるという利便性の向上というメリットを考えたとき、本陳情については賛成したいと思います。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 陳情の中にも書かれているとおり、家庭裁判所に係る事由が増えており、私たちが利用するときは、小田原まで1時間とあるが、実際は1時間以上かかる。ということで、本来、家庭裁判所で裁判を受けるとなった時は、交通に関しては大変困難であり、今後、高齢化が進んでいる中、車で簡単にいくことができなくなる状況を見ると、やはり身近に裁判所がある、出張所であれ、対応できる場所があるということは必要なことだと考えますので、この趣旨はぜひ生かしていきたいと考えております。

以上です。

○委員【山田昌紀議員】 それでは、陳情第18号について、私の意見を述べ

させていただきます。陳情項目としては、厚木簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設すること、そのための人的物的体制を確保し、その予算措置を講じることを要望する旨の意見書を提出してほしいという内容であることは理解しております。

先日、神奈川県内の弁護士に本陳情内容に関して聞き取りを行いました。厚木簡易裁判所に家庭裁判所機能を併設するのであれば、現状では手狭で、新たに土地を取得し、上物を建設しなければ不可能であるとのことでした。国の行財政改革のもと、出先機関を縮小している中、新たな箱物建設に、国民、市民の理解が得られるかが課題であります。

しかしながら、古いデータではありますが、小田原裁判所における家事審判事件が1964年と2006年を比較すると、2.6倍、家事調停事件に至っては7.3倍増となっている状況は見逃せません。成年後見関係事件や相続、離婚に伴う親権者の指定など、現在の社会状況を鑑みると、さらなる増加は間違いありません。国民、市民にとって、身近な裁判所を利用できるメリットはあるのではないのでしょうか。これらを総合的に判断して、本陳情に対し、賛成の意見とさせていただきます。

以上です。

○委員【前田秀資議員】 私も本陳情に対して意見を申し上げます。

結論としては、賛成でございます。その理由ですが、基本的に、行革、行革なんて言葉を振りかざす方もあるようですが、これは、もっとフラットに見て、正式に何て言うか知りませんが、市役所もそうですが、事務取り扱い量と受け入れ体制の整備、対応を考えていかなければならないことなんですね。

ですから、事務取り扱い量が増えたら、基本的にそれに対応していくという極めてシンプルな考え方であります。

それは別の方向から言えば、我々の住む県央地区と現在の受け入れ体制である小田原、やはり、地域の人口動態とニーズの変化、これも合わせて考えていかなければならないことだと思います。

あともう一つですね。他委員からも意見がありましたが、市民の利便性を考えると、小田原は明らかにこの時代に合わないと思うんです。これは、我々、市議会議員ですから、実際に起きた、今までに体験したことを基に申し上げますと、多くの市民からの相談を受けて、家庭裁判所が必要だと。その場合ですね、裁判所もそうだし、別の言い方をすれば、弁護士事務所も近くにないと大変なんですね。大体そういう所に行く時には、ちょっと言葉がどうかと思いますが、楽しい案件で行く訳ではなくて、心が重くなる案件で行く訳ですから、高齢者の問題も含めて、できるだけ近い方が良いのではないかと思います。

さらにもう一点付け加えますが、なぜ、裁判所の体制等があまり今までの体制と変わらなくしているのかと。それはその方面の体制が堅いもので変わりにくいといくこともあったかもしれませんが、市民意識の問題もあると。というのは、必要性が発生するまで、裁判所の体制等について、意識をしないのではないかと。案件が終了すると、あまり触れたくないというところもあって、市民の声という

のが、比較的届きにくい分野であったと思う。しかしながら、非常に、先ほど申し上げましたが、ニーズの変化、必要性が高くなってきていますので、それに対応する動きがそろそろあった方が良くと思うので、賛成したいと思います。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 私も陳情第18号について、採択の立場で意見を述べさせていただきます。最高裁判所によると、離婚の件数は、ピークを過ぎたものの、子どもとの面会交流を求める親による家庭裁判所に調停申し立てをする件数は年々増加傾向にあり、平成25年は、初の1万人を超え、1万762件となり、10年間でほぼ倍増していることがわかりました。

また、遺産分割事件及び家事調停の審判は、10年間で1.4倍、相談件数は、ほぼ2倍に増加しています。成年後見人制度の申し立て件数は、平成27年で3万4782件、前年比で1.2倍増加しています。成年後見申し立てをした動機で一番多かったものが、「預貯金管理、解約のため」、次に多かったものが、「介護施設の入所のため」であり、

高齢化社会の進展に伴って、家庭裁判所の必要性が増加していることは事実です。

離婚、相続、高齢化の三つをキーワードと捉えますと、年々社会状況は変化し今後ますます家庭裁判所の果たす役割は増加すると予想されます。

仮に、厚木簡易裁判所に家庭裁判所の出張所が併設されれば、伊勢原市、厚木市、愛川町、清川村が管轄区域となり、人口約37万人が利用できることとなります。もちろん、厚木市に家庭裁判所出張所の設置に当たりましては、国はしっかりと費用対効果を検証する必要があると思いますが、約37万人に対して身近な司法サービスを行えることや家庭裁判所のニーズが比較的高い高齢者の方々が気軽に利用できることの有益性を考慮しますと、厚木簡易裁判所に家庭裁判所出張所の併設は、有効であると考えます。よって、本陳情は採択と考えます。

以上でございます。

○委員長【横田典之議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。

本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【横田典之議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【横田典之議員】　　ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

午前9時42分　閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成28年12月7日

総務常任委員会
委員長　横田　典之